

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年4月23日（水）
午前10時00分 7階会議室

1 開 会

2 答 申

平成24年諮問第3号について（所管課：環境政策課）
平成24年諮問第4号について
（所管課：熊本駅西土地区画整理事業所）

3 審 議

平成24年諮問第5号について（所管課：市民協働課）

4 その他

5 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成24年諮問第3号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

新幹線熊本駅における拡声器を使用する営業（構内放送） についての許可や営業届け出等に関する資料、及び新幹線熊本駅前西口広場周辺における騒音調査実績表等に関する開示請求。

3 実施機関

熊本市長（所管課：環境局 環境政策課）

4 経過

- (1) 平成24年 6月22日 開示請求
- (2) 平成24年 7月 5日 開示請求に対する開示決定(不存在)
(6日、本人受領)
- (3) 平成24年 7月13日 異議申立て
- (4) 平成24年 7月23日 審議会への諮問
- (5) 平成24年 8月 9日 請求拒否理由説明書受理
(8月15日、異議申立人送付)
- (6) 平成24年 9月13日 意見書受理
- (7) 平成26年 1月17日 第1回審議
- (8) 平成26年 2月10日 第2回審議
- (9) 平成26年 3月27日 第3回審議
- (10) 平成26年 4月23日 第4回審議

異議申立てに係る経緯（平成24年諮問第4号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
新幹線熊本駅前西口広場周辺における現地での騒音調査実績表等の開示請求。
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：都市建設局 熊本駅周辺整備事務所
熊本駅西土地区画整理事業所）
- 4 経過
 - (1) 平成24年 6月22日 開示請求
 - (2) 平成24年 7月 2日 開示請求に対する開示決定(不存在)
(4日、本人受領)
 - (3) 平成24年 7月13日 異議申立て
 - (4) 平成24年 8月 3日 審議会への諮問
 - (5) 平成24年 8月16日 請求拒否理由説明書受理
(8月22日、異議申立人送付)
 - (6) 平成24年 9月13日 意見書受理
 - (7) 平成26年 1月17日 第1回審議
 - (8) 平成26年 2月10日 第2回審議
 - (9) 平成26年 3月27日 第3回審議
 - (10) 平成26年 4月23日 第4回審議

異議申立てに係る経緯（平成24年諮問第5号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
 - ① 熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等
 - ② 熊本市自治基本条例第39条の「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等
 - ③ 自治推進委員会諮問通知書
自治推進委員長様熊本幸山市長公印押印の書面
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：企画振興局 市民協働課）
- 4 経過
 - (1) 平成24年 7月 4日① 開示請求
7月17日② "
8月 6日③ "
 - (2) 平成24年 7月12日① 開示決定（不存在） 7/13日、本人受領
7月31日② " 8/ 1日、本人受領
8月20日③ " 8/23日、本人受領
 - (3) 平成24年 9月 4日①～③ 異議申立て
 - (4) 平成24年 9月13日 審議会への諮問
 - (5) 平成24年11月 9日 請求拒否理由説明書受理
(11月16日、異議申立人送付)
 - (6) 平成24年11月27日 意見書受理
 - (7) 平成26年 3月27日 第1回審議
 - (8) 平成26年 4月23日 第2回審議

※4 経過の日付横の①, ②, ③は、2 開示請求文書等の①, ②, ③の各文書番号

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年5月28日（水）
午前10時00分 9階会議室

1 開 会

2 審 議

平成24年諮問第5号について （所管課：市民協働課）
平成25年度諮問第1号について
（所管課：西区役所 総務企画課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成24年諮問第5号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
 - ① 熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等
 - ② 熊本市自治基本条例第39条の「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等
 - ③ 自治推進委員会諮問通知書
自治推進委員長様熊本幸山市長公印押印の書面
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：企画振興局 市民協働課）
- 4 経過
 - (1) 平成24年 7月 4日① 開示請求
7月17日② "
8月 6日③ "
 - (2) 平成24年 7月12日① 開示決定（不存在） 7/13日、本人受領
7月31日② " 8/ 1日、本人受領
8月20日③ " 8/23日、本人受領
 - (3) 平成24年 9月 4日①～③ 異議申立て
 - (4) 平成24年 9月13日 審議会への諮問
 - (5) 平成24年11月 9日 請求拒否理由説明書受理
(11月16日、異議申立人送付)
 - (6) 平成24年11月27日 意見書受理
 - (7) 平成26年 3月27日 第1回審議
 - (8) 平成26年 4月23日 第2回審議

※4 経過の日付横の①, ②, ③は、2 開示請求文書等の①, ②, ③の各文書番号

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第１号）

１ 開示請求者（異議申立人） 個人

２ 開示請求文書等

熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員の選考が行われた際の応募者全員の応募原稿

３ 実施機関

熊本市長（所管課：西区役所 総務企画課）

４ 経過

- (1) 平成２５年 ５月１６日 開示請求
- (2) 平成２５年 ５月２３日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（３０日、本人受領）
- (3) 平成２５年 ７月 ２日 異議申立て
- (4) 平成２５年 ８月 ６日 審議会への諮問
- (5) 平成２５年 ８月２７日 請求拒否理由説明書受理
（９月７日、異議申立人へ渡し）
- (6) 平成２５年 ９月２７日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年6月18日（水）
午前10時00分 7階会議室

1 開 会

2 審 議

平成25年度諮問第1号について（第2回審議）

（所管課：西区役所 総務企画課）

平成25年度諮問第2, 3, 4, 5, 6, 7号（第1回審議）

（所管課：熊本駅周辺整備事務所他）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第１号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員の選考が行われた際の応募者全員の応募原稿
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：西区役所 総務企画課）
- 4 経過
 - (1) 平成２５年 ５月１６日 開示請求
 - (2) 平成２５年 ５月２３日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（３０日、本人受領）
 - (3) 平成２５年 ７月 ２日 異議申立て
 - (4) 平成２５年 ８月 ６日 審議会への諮問
 - (5) 平成２５年 ８月２７日 請求拒否理由説明書受理
（９月７日、異議申立人へ渡し）
 - (6) 平成２５年 ９月２７日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第２号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成２５年７月２３日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所）

4 経過

- (1) 平成25年 8月 5日 開示請求
- (2) 平成25年 8月19日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（20日、本人受領）
- (3) 平成25年 8月28日 異議申立て
- (4) 平成25年 9月10日 審議会への諮問
- (5) 平成25年 9月19日 請求拒否理由説明書受理
（9月27日、異議申立人渡し）
- (6) 平成25年10月 7日 請求拒否理由説明書修正受理
（10月8日、異議申立人渡し）
- (7) 平成25年10月25日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第3号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

西総企発第58号平成25年5月23日付、平成25年5月30日受領
の第1次評価・第2次評価・審査表に関する文書

3 実施機関

熊本市長（所管課：西区役所 総務企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 7月 2日 開示請求
- (2) 平成25年 7月16日 開示請求に対する開示決定（不存在）
（18日、本人受領）
- (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
- (4) 平成25年 9月10日 審議会への諮問
- (5) 平成25年 9月20日 請求拒否理由説明書受理
（9月26日、異議申立人渡し）
- (6) 平成25年10月11日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第４号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
 - 2 開示請求文書等
熊本市景観審議会公募委員公募選考に関する文書
 - 3 実施機関
熊本市長（所管課：開発景観課）
 - 4 経過
 - (1) 平成２５年 ８月１２日 開示請求
 - (2) 平成２５年 ８月２３日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※
（２８日、本人受領）
 - (3) 平成２５年 ９月 ３日 異議申立て
 - (4) 平成２５年 ９月１２日 審議会への諮問
 - (5) 平成２５年 ９月２５日 請求拒否理由説明書受理
（９月２６日、異議申立人渡し）
 - (6) 平成２５年１０月１１日 意見書受理
- ※ 請求７項目のうち、６項目は請求拒否（不存在、不開示）、１項目は全部開示

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第５号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成１８年１０月から平成２２年３月の間に開催された、第１回から第５回「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年2月 4日 開示請求
- (2) 平成25年2月25日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※1
（28日、本人受領）
- (3) 4月25日 異議申立て
- (4) 7月12日 異議申立てに伴い一部決定処分取消し ※2
（9月12日、本人受領）
- (5) 9月25日 審議会への諮問
- (6) 10月25日 請求拒否理由説明書受理
（11月5日、異議申立人渡し）
- (7) 11月12日 意見書受理

※1 請求7項目のうち、1項目の一部について請求拒否（不開示）、5項目は請求拒否（不開示、不存在）

※2 2月25日の開示決定（一部開示）のうち、一部の不開示処分を取消し、当該文書の開示決定を行ったもの

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第6号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の公募委員選考に関する文書

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 5月20日 開示請求
- (2) 平成25年 6月10日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※
（10日、本人受領）
- (3) 平成25年 7月 2日 異議申立て
- (4) 平成25年10月 4日 審議会への諮問

- (5) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)
- (6) 平成25年11月12日 意見書受理

- ※ 請求7項目のうち、2項目は一部請求拒否（一部開示）、1項目は請求拒否（不開示）、4項目は全部開示
- ※ 平成25年6月3日に開示決定を行ったが発送番号の修正のため、開示決定日は6月10日として取り扱うもの

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第7号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
企画発第49号平成25年6月3日付、平成25年6月10日受領の「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会・公募委員選定評価表」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：企画課）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 7月 2日 開示請求
 - (2) 平成25年 7月12日 開示請求に対する開示決定
(18日、本人受領)
 - (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
 - (4) 平成25年10月 8日 審議会への諮問
 - (5) 平成25年11月14日 請求拒否理由説明書受領
(11月22日、異議申立人渡し)
 - (6) 平成25年12月20日 意見書受領

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年7月16日（水）
午前10時00分 6階会議室

1 開 会

2 審 議

平成25年度諮問第1号（第3回審議）

（所管課：西区役所 総務企画課）

平成25年度諮問第2, 3, 4, 5, 6, 7号（第2回審議）

（所管課：熊本駅周辺整備事務所他）

平成25年度諮問第8号（第1回審議）

（所管課：区政推進課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第１号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員の選考が行われた際の応募者全員の応募原稿
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：西区役所 総務企画課）
- 4 経過
 - (1) 平成２５年 ５月１６日 開示請求
 - (2) 平成２５年 ５月２３日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（３０日、本人受領）
 - (3) 平成２５年 ７月 ２日 異議申立て
 - (4) 平成２５年 ８月 ６日 審議会への諮問
 - (5) 平成２５年 ８月２７日 請求拒否理由説明書受理
（９月７日、異議申立人へ渡し）
 - (6) 平成２５年 ９月２７日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第２号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成２５年７月２３日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所）

4 経過

- (1) 平成25年 8月 5日 開示請求
- (2) 平成25年 8月19日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（20日、本人受領）
- (3) 平成25年 8月28日 異議申立て
- (4) 平成25年 9月10日 審議会への諮問
- (5) 平成25年 9月19日 請求拒否理由説明書受理
（9月27日、異議申立人渡し）
- (6) 平成25年10月 7日 請求拒否理由説明書修正受理
（10月8日、異議申立人渡し）
- (7) 平成25年10月25日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第3号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

西総企発第58号平成25年5月23日付、平成25年5月30日受領
の第1次評価・第2次評価・審査表に関する文書

3 実施機関

熊本市長（所管課：西区役所 総務企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 7月 2日 開示請求
- (2) 平成25年 7月16日 開示請求に対する開示決定（不存在）
（18日、本人受領）
- (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
- (4) 平成25年 9月10日 審議会への諮問
- (5) 平成25年 9月20日 請求拒否理由説明書受理
（9月26日、異議申立人渡し）
- (6) 平成25年10月11日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第４号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
 - 2 開示請求文書等
熊本市景観審議会公募委員公募選考に関する文書
 - 3 実施機関
熊本市長（所管課：開発景観課）
 - 4 経過
 - (1) 平成２５年 ８月１２日 開示請求
 - (2) 平成２５年 ８月２３日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※
（２８日、本人受領）
 - (3) 平成２５年 ９月 ３日 異議申立て
 - (4) 平成２５年 ９月１２日 審議会への諮問
 - (5) 平成２５年 ９月２５日 請求拒否理由説明書受理
（９月２６日、異議申立人渡し）
 - (6) 平成２５年１０月１１日 意見書受理
- ※ 請求７項目のうち、６項目は請求拒否（不存在、不開示）、１項目は全部開示

異議申立てに係る経緯（平成２５年度諮問第５号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成１８年１０月から平成２２年３月の間に開催された、第１回から第５回「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年2月 4日 開示請求
- (2) 平成25年2月25日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※1
（28日、本人受領）
- (3) 4月25日 異議申立て
- (4) 7月12日 異議申立てに伴い一部決定処分取消し ※2
（9月12日、本人受領）
- (5) 9月25日 審議会への諮問
- (6) 10月25日 請求拒否理由説明書受理
（11月5日、異議申立人渡し）
- (7) 11月12日 意見書受理

※1 請求7項目のうち、1項目の一部について請求拒否（不開示）、5項目は請求拒否（不開示、不存在）

※2 2月25日の開示決定（一部開示）のうち、一部の不開示処分を取消し、当該文書の開示決定を行ったもの

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第6号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の公募委員選考に関する文書

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 5月20日 開示請求
- (2) 平成25年 6月10日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※
（10日、本人受領）
- (3) 平成25年 7月 2日 異議申立て
- (4) 平成25年10月 4日 審議会への諮問

- (5) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)
- (6) 平成25年11月12日 意見書受理

- ※ 請求7項目のうち、2項目は一部請求拒否（一部開示）、1項目は請求拒否（不開示）、4項目は全部開示
- ※ 平成25年6月3日に開示決定を行ったが発送番号の修正のため、開示決定日は6月10日として取り扱うもの

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第7号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
企画発第49号平成25年6月3日付、平成25年6月10日受領の「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会・公募委員選定評価表」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：企画課）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 7月 2日 開示請求
 - (2) 平成25年 7月12日 開示請求に対する開示決定
(18日、本人受領)
 - (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
 - (4) 平成25年10月 8日 審議会への諮問
 - (5) 平成25年11月14日 請求拒否理由説明書受領
(11月22日、異議申立人渡し)
 - (6) 平成25年12月20日 意見書受領

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第8号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

平成24年1月1日から平成24年12月31日までの私の戸籍関係請求書（全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票）

3 実施機関

熊本市長（所管課：区政推進課）

4 経過

- (1) 平成25年 8月22日 個人情報開示請求
- (2) 平成25年 9月 6日 個人情報開示決定延長通知
- (3) 平成25年 9月11日 開示請求に対する開示決定
(13日、本人受領)
- (4) 平成25年10月20日 異議申立て
- (5) 平成25年11月 5日 異議申立書補正受領（実施機関）
- (6) 平成25年11月15日 審議会への諮問
- (7) 平成25年12月 6日 請求拒否理由説明書受領

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年8月27日（水）
午前10時00分 6階会議室

1 開 会

2 審 議

- (1) 平成25年度諮問第2号（第3回審議）
実施機関：熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所他）

- (2) 平成25年度諮問第8号（第2回審議）
実施機関：熊本市長（所管課：区政推進課）

3 その他

平成25年度諮問第4, 5, 6, 7号調査状況報告

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第2号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成25年7月23日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 8月 5日 開示請求
 - (2) 平成25年 8月19日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（20日、本人受領）
 - (3) 平成25年 8月28日 異議申立て
 - (4) 平成25年 9月10日 審議会への諮問
 - (5) 平成25年 9月19日 請求拒否理由説明書受理
（9月27日、異議申立人渡し）
 - (6) 平成25年10月 7日 請求拒否理由説明書修正受理
（10月8日、異議申立人渡し）
 - (7) 平成25年10月25日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第8号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成24年1月1日から平成24年12月31日までの私の戸籍関係請求書（全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票）
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：区政推進課）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 8月22日 個人情報開示請求
 - (2) 平成25年 9月 6日 個人情報開示決定延長通知
 - (3) 平成25年 9月11日 開示請求に対する開示決定
（13日、本人受領）
 - (4) 平成25年10月20日 異議申立て
 - (5) 平成25年11月 5日 異議申立書補正受領（実施機関）
 - (6) 平成25年11月15日 審議会への諮問
 - (7) 平成25年12月 6日 請求拒否理由説明書受領

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年9月24日（水）
午前10時00分 6階会議室

1 開 会

2 審 議

- (1) 平成25年度諮問第2号（第4回審議）
実施機関：熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所他）
- (2) 平成25年度諮問第8号（第3回審議）
実施機関：熊本市長（所管課：区政推進課）

3 その他 特定個人情報保護評価に係る第三者点検の機関等について

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第2号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成25年7月23日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 8月 5日 開示請求
 - (2) 平成25年 8月19日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（20日、本人受領）
 - (3) 平成25年 8月28日 異議申立て
 - (4) 平成25年 9月10日 審議会への諮問
 - (5) 平成25年 9月19日 請求拒否理由説明書受理
（9月27日、異議申立人渡し）
 - (6) 平成25年10月 7日 請求拒否理由説明書修正受理
（10月8日、異議申立人渡し）
 - (7) 平成25年10月25日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第8号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成24年1月1日から平成24年12月31日までの私の戸籍関係請求書（全部事項証明書・個人事項証明書・戸籍附票）
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：区政推進課）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 8月22日 個人情報開示請求
 - (2) 平成25年 9月 6日 個人情報開示決定延長通知
 - (3) 平成25年 9月11日 開示請求に対する開示決定
（13日、本人受領）
 - (4) 平成25年10月20日 異議申立て
 - (5) 平成25年11月 5日 異議申立書補正受領（実施機関）
 - (6) 平成25年11月15日 審議会への諮問
 - (7) 平成25年12月 6日 請求拒否理由説明書受領

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年10月22日（水）

午前10時00分 9階会議室

1 開 会

2 審 議

（1） 平成25年度諮問第2号（第5回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所他）

（2） 平成25年度諮問第4号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：開発景観課）

3 その他 特定個人情報保護評価に係る第三者点検の機関等について

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第2号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成25年7月23日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：熊本駅周辺整備事務所）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 8月 5日 開示請求
 - (2) 平成25年 8月19日 開示請求に対する開示決定（一部開示）
（20日、本人受領）
 - (3) 平成25年 8月28日 異議申立て
 - (4) 平成25年 9月10日 審議会への諮問
 - (5) 平成25年 9月19日 請求拒否理由説明書受理
（9月27日、異議申立人渡し）
 - (6) 平成25年10月 7日 請求拒否理由説明書修正受理
（10月8日、異議申立人渡し）
 - (7) 平成25年10月25日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第4号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
 - 2 開示請求文書等
熊本市景観審議会公募委員公募選考に関する文書
 - 3 実施機関
熊本市長（所管課：開発景観課）
 - 4 経過
 - (1) 平成25年 8月12日 開示請求
 - (2) 平成25年 8月23日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※
（28日、本人受領）
 - (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
 - (4) 平成25年 9月12日 審議会への諮問
 - (5) 平成25年 9月25日 請求拒否理由説明書受理
（9月26日、異議申立人渡し）
 - (6) 平成25年10月11日 意見書受理
- ※請求7項目のうち、6項目は請求拒否（不存在、不開示）、1項目は全部開示

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年11月19日（水）

午前10時00分

マシユチュアル生命ビル7階会議室

1 開 会

2 審 議

（1）平成25年度諮問第4号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：開発景観課）

（2）平成25年度諮問第5号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：企画課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第4号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
 - 2 開示請求文書等
熊本市景観審議会公募委員公募選考に関する文書
 - 3 実施機関
熊本市長（所管課：開発景観課）
 - 4 経過
 - (1) 平成25年 8月12日 開示請求
 - (2) 平成25年 8月23日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※
（28日、本人受領）
 - (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
 - (4) 平成25年 9月12日 審議会への諮問
 - (5) 平成25年 9月25日 請求拒否理由説明書受理
（9月26日、異議申立人渡し）
 - (6) 平成25年10月11日 意見書受理
- ※請求7項目のうち、6項目は請求拒否（不存在、不開示）、1項目は全部開示

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第5号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
平成18年10月から平成22年3月の間に開催された、第1回から第5回「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」に関する文書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：企画課）
- 4 経過
 - (1) 平成25年 2月 4日 開示請求
 - (2) 平成25年 2月25日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※1
（28日、本人受領）
 - (3) 平成25年 4月25日 異議申立て
 - (4) 平成25年 7月12日 異議申立てに伴い一部決定処分取消し ※2
（9月12日、本人受領）
 - (5) 平成25年 9月25日 審議会への諮問
 - (6) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
（11月5日、異議申立人渡し）
 - (7) 平成25年11月12日 意見書受理

※1 請求7項目のうち、1項目の一部について請求拒否（不開示）、5項目は請求拒否（不開示、不存在）

※2 2月25日の開示決定（一部開示）のうち、一部の不開示処分を取消し、当該文書の開示決定を行ったもの

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成26年12月10日（水）

午前10時00分

市庁舎6階会議室

1 開 会

2 審 議

（1）平成25年度諮問第5号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：企画課）

（2）平成25年度諮問第6号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：企画課）

（3）平成25年度諮問第7号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：企画課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（12時00分）

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第5号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

平成18年10月から平成22年3月の間に開催された、第1回から第5回「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」に関する文書

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

(1) 平成25年 2月 4日 開示請求

(2) 平成25年 2月25日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※1
(28日、本人受領)

(3) 平成25年 4月25日 異議申立て

(4) 平成25年 7月12日 異議申立てに伴い一部決定処分取消し ※2
(9月12日、本人受領)

(5) 平成25年 9月25日 審議会への諮問

(6) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)

(7) 平成25年11月12日 意見書受理

※1 請求7項目のうち、1項目の一部について請求拒否（不開示）、5項目は請求拒否（不開示、不存在）

※2 2月25日の開示決定（一部開示）のうち、一部の不開示処分を取消し、当該文書の開示決定を行ったもの

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第6号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」公募委員選考に関連する文書

(1) 熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の規定要綱等、公募委員選考基準、等のわかる資料等

(2) 熊本市職員による選考委員だけの選考と思われるが、

① 全選考委員の氏名・役職名のわかる資料

② 全選考委員による応募市民等の応募原稿に対する評価評点のわかる資料等

③ 全選考委員による応募市民等の面接時の評価評点のわかる資料等

(3) 応募原稿に対する評価評点配点は、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」

との応募者全員共通のテーマでの選考であるから、

1) 非常に優れている 2) 優れている 3) 普通 4) 劣っている 5) 非常に劣っている

との評価配点は、どのような基準によって配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか等の共通の具体的事例標準基準が設定されていたはずであるから、その具体的にわかる資料等

(4) 面接時における人物評価・人材評価等は、「熊本市第6次総合計画中間見直し」に相応しい人物・人材の発掘評価の筈であるので、

1) 非常に優れている 2) 優れている 3) 普通 4) 劣っている 5) 非常に劣っている

との評価配点は、どのような基準によって配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的凡例標準基準が設定されていたはずであるから、その具体的にわかる資料等

(5) 熊本市・第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の応募原稿テーマは、応募者全員「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」となっていた。熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例の理念には、自治の基本理念・自治運営の基本原則等を定めて、「情報共有の原則・市民参画の原則・協働の原則」等が遵守すべきであるとなっているので、応募者全員の応募原稿の開示請求。(但し、個人情報
は除く。)

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

(1) 平成25年 5月20日 開示請求

(2) 平成25年 6月10日 開示請求に対する開示決定
(10日、本人受領)

(3) 平成25年 7月 2日 異議申立て

(4) 平成25年10月 4日 審議会への諮問

(5) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)

(6) 平成25年11月12日 意見書受理

※「2 開示請求文書等」の__については（一部開示）、___については（不開示）

※その余の項目については開示

異議申立てに係る経緯（平成25年諮問第7号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市第6次総合計画中間見直し委員会の公募委員選考基準、

「 1) 選考方法

候補者は、選考委員会委員の審査により、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」をテーマに800字以内にまとめた作文及び面接の総合評価点の高い者から選考する。

2) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとし、作文の内容と面接内容を合わせて総合的に判断する。(1) 理解度と目的意識 (2) 熱意・積極性 (3) 視野の広さ・柔軟性 (4) 関心度・実践度 (5) 協調整・公平性・公正性」

となっているが、

(1) 理解度と目的意識では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的に分かる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の凡例等の資料等
※5点・4点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(2) 熱意・積極性では、作文でどのように表現し、面接でどのように口頭回答すれば、優れている4点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の凡例等の資料等
※4点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(3) 視野の広さ・柔軟性では、作文でどのように表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的に分かる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等
※5点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(4) 関心度・実践度では、作文の内容がどの様に表現・実績がどの様なものを表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等
差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。

(5) 協調整・公平性・公正性 では、作文の内容がどの様に表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との格差の明確に分かる格差基準の資料等。

3. 熊本市市政執行での公募委員選考過程に於ける企画課における選考基準と、熊

本市他主幹課での公募委員選考評価表との格差は、何に基づく格差なのか？法的根拠に基づく選考格差なのか？等がわかる資料等の開示請求。※特に、公募委員応募原稿だけの評価配点もなく、面接と応募原稿を見ながら応募者・面接者・の全人格を庁内選考者のみで評価配点する市政理念は、何の．根拠によって、市政執行できるのか・等のわかる資料等の開示請求。職権乱用ではないのか？

面接のときに、選考者の前には応募原稿の書面は見られなかったが？

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 7月 2日 開示請求
- (2) 平成25年 7月12日 開示請求に対する開示決定（18日、本人受領）
- (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
- (4) 平成25年10月 8日 審議会への諮問
- (5) 平成25年11月14日 請求拒否理由説明書受領
(11月22日、異議申立人渡し)
- (6) 平成25年12月20日 意見書受領

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成 2 7 年 1 月 1 4 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分

市庁舎 1 2 階会議室

1 開 会

2 審 議

（１）平成 2 5 年度諮問第 5 号（第 3 回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：企画課）

（２）平成 2 5 年度諮問第 6 号（第 2 回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：企画課）

（３）平成 2 5 年度諮問第 7 号（第 2 回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：企画課）

（４）平成 2 6 年度諮問第 7 号

（熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づくもの）

実施機関：熊本市長（所管課：区政推進課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（1 1 時 5 0 分）

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第5号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

平成18年10月から平成22年3月の間に開催された、第1回から第5回「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」に関する文書

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

(1) 平成25年 2月 4日 開示請求

(2) 平成25年 2月25日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※1
(28日、本人受領)

(3) 平成25年 4月25日 異議申立て

(4) 平成25年 7月12日 異議申立てに伴い一部決定処分取消し ※2
(9月12日、本人受領)

(5) 平成25年 9月25日 審議会への諮問

(6) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)

(7) 平成25年11月12日 意見書受理

※1 請求7項目のうち、1項目の一部について請求拒否（不開示）、5項目は請求拒否（不開示、不存在）

※2 2月25日の開示決定（一部開示）のうち、一部の不開示処分を取消し、当該文書の開示決定を行ったもの

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第6号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」公募委員選考に関連する文書

(1) 熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の規定要綱等、公募委員選考基準、等のわかる資料等

(2) 熊本市職員による選考委員だけの選考と思われるが、

① 全選考委員の氏名・役職名のわかる資料

② 全選考委員による応募市民等の応募原稿に対する評価評点のわかる資料等

③ 全選考委員による応募市民等の面接時の評価評点のわかる資料等

(3) 応募原稿に対する評価評点配点は、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」

との応募者全員共通のテーマでの選考であるから、

1) 非常に優れている 2) 優れている 3) 普通 4) 劣っている 5) 非常に劣っている
との評価配点は、どのような基準によって配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか等の共通の具体的事例標準基準が設定されていたはずであるから、その具体的にわかる資料等

(4) 面接時における人物評価・人材評価等は、「熊本市第6次総合計画中間見直し」に相応しい人物・人材の発掘評価の筈であるので、

1) 非常に優れている 2) 優れている 3) 普通 4) 劣っている 5) 非常に劣っている
との評価配点は、どのような基準によって配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的凡例標準基準が設定されていたはずであるから、その具体的にわかる資料等

(5) 熊本市・第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の応募原稿テーマは、応募者全員「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」となっていた。熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例の理念には、自治の基本理念・自治運営の基本原則等を定めて、「情報共有の原則・市民参画の原則・協働の原則」等が遵守すべきであるとなっているので、応募者全員の応募原稿の開示請求。(但し、個人情報
は除く。)

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 5月20日 開示請求
- (2) 平成25年 6月10日 開示請求に対する開示決定
(10日、本人受領)
- (3) 平成25年 7月 2日 異議申立て
- (4) 平成25年10月 4日 審議会への諮問
- (5) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)
- (6) 平成25年11月12日 意見書受理

※「2 開示請求文書等」の__については（一部開示）、___については（不開示）

※その余の項目については開示

異議申立てに係る経緯（平成25年諮問第7号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市第6次総合計画中間見直し委員会の公募委員選考基準、

「 1) 選考方法

候補者は、選考委員会委員の審査により、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」をテーマに800字以内にまとめた作文及び面接の総合評価点の高い者から選考する。

2) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとし、作文の内容と面接内容を合わせて総合的に判断する。(1) 理解度と目的意識 (2) 熱意・積極性 (3) 視野の広さ・柔軟性 (4) 関心度・実践度 (5) 協調整・公平性・公正性」

となっているが、

(1) 理解度と目的意識では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的に分かる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の凡例等の資料等
※5点・4点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(2) 熱意・積極性では、作文でどのように表現し、面接でどのように口頭回答すれば、優れている4点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の凡例等の資料等
※4点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(3) 視野の広さ・柔軟性では、作文でどのように表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的に分かる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等
※5点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(4) 関心度・実践度では、作文の内容がどの様に表現・実績がどの様なものを表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等
差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。

(5) 協調性・公平性・公正性 では、作文の内容がどの様に表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との格差の明確に分かる格差基準の資料等。

3. 熊本市市政執行での公募委員選考過程に於ける企画課における選考基準と、熊

本市他主幹課での公募委員選考評価表との格差は、何に基づく格差なのか？法的根拠に基づく選考格差なのか？等がわかる資料等の開示請求。※特に、公募委員応募原稿だけの評価配点もなく、面接と応募原稿を見ながら応募者・面接者・の全人格を庁内選考者のみで評価配点する市政理念は、何の．根拠によって、市政執行できるのか・等のわかる資料等の開示請求。職権乱用ではないのか？

面接のときに、選考者の前には応募原稿の書面は見られなかったが？

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 7月 2日 開示請求
- (2) 平成25年 7月12日 開示請求に対する開示決定（18日、本人受領）
- (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
- (4) 平成25年10月 8日 審議会への諮問
- (5) 平成25年11月14日 請求拒否理由説明書受領
(11月22日、異議申立人渡し)
- (6) 平成25年12月20日 意見書受領

電子計算機結合による提供に関する意見について

（熊本市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくもの）

（平成26年諮問第7号）

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要

戸籍総合システムと法務省戸籍副本データ管理システムとの電子計算機結合について

- (2) 個人情報の内容 戸籍総合システムに保管されている全データ
- (3) 対象の範囲 熊本市に本籍がある者及び過去にたった者
- (4) 提供先(結合先) 法務省 戸籍副本データ管理センター
- (5) 電子計算機の結合を行う理由

本籍地市区町村の正本データと管轄法務局等の保全・管理する副本データとが同時に滅失することを防止するため。

(6) 個人情報の保護措置

ア 戸籍総合システム内のデータをそのまま送信するのではなく、法務省より配布される市区町村専用装置において、法務省統一形式に変換するとともに、

暗号化の処理を行ってから送信する。

イ 送受信の開始は常に市区町村側からで、法務省を含む外部からの通信開始は行わない。

ウ 法務省とのデータ送受信には、高度なセキュリティが確保された総合行政ネットワークLGWANを介して接続される。

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成 2 7 年 2 月 1 8 日 (水)

午前 1 0 時 0 0 分

市庁舎 1 2 階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成 2 5 年度諮問第 5 号 (第 4 回審議)

実施機関：熊本市長 (所管課：企画課)

(2) 平成 2 5 年度諮問第 6 号 (第 3 回審議)

実施機関：熊本市長 (所管課：企画課)

(3) 平成 2 5 年度諮問第 7 号 (第 3 回審議)

実施機関：熊本市長 (所管課：企画課)

(4) 平成 2 6 年度諮問第 7 号 (第 2 回審議)、第 8 号、第 9 号

(熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づくもの)

実施機関：熊本市長 (所管課：区政推進課)

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク (1 1 時 5 0 分)

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第5号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

平成18年10月から平成22年3月の間に開催された、第1回から第5回「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」に関する文書

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

(1) 平成25年 2月 4日 開示請求

(2) 平成25年 2月25日 開示請求に対する開示決定（一部開示）※1
(28日、本人受領)

(3) 平成25年 4月25日 異議申立て

(4) 平成25年 7月12日 異議申立てに伴い一部決定処分取消し ※2
(9月12日、本人受領)

(5) 平成25年 9月25日 審議会への諮問

(6) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)

(7) 平成25年11月12日 意見書受理

※1 請求7項目のうち、1項目の一部について請求拒否（不開示）、5項目は請求拒否（不開示、不存在）

※2 2月25日の開示決定（一部開示）のうち、一部の不開示処分を取消し、当該文書の開示決定を行ったもの

異議申立てに係る経緯（平成25年度諮問第6号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」公募委員選考に関連する文書

(1) 熊本市「第6次総合計画基本計画中間見直し委員会」の規定要綱等、公募委員選考基準、等のわかる資料等

(2) 熊本市職員による選考委員だけの選考と思われるが、

① 全選考委員の氏名・役職名のわかる資料

② 全選考委員による応募市民等の応募原稿に対する評価評点のわかる資料等

③ 全選考委員による応募市民等の面接時の評価評点のわかる資料等

(3) 応募原稿に対する評価評点配点は、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」

との応募者全員共通のテーマでの選考であるから、

1) 非常に優れている 2) 優れている 3) 普通 4) 劣っている 5) 非常に劣っている
との評価配点は、どのような基準によって配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか等の共通の具体的事例標準基準が設定されていたはずであるから、その具体的にわかる資料等

(4) 面接時における人物評価・人材評価等は、「熊本市第6次総合計画中間見直し」に相応しい人物・人材の発掘評価の筈であるので、

1) 非常に優れている 2) 優れている 3) 普通 4) 劣っている 5) 非常に劣っている
との評価配点は、どのような基準によって配点するのか等、具体的凡例によって配点されるのか、等の共通の具体的凡例標準基準が設定されていたはずであるから、その具体的にわかる資料等

(5) 熊本市・第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の応募原稿テーマは、応募者全員「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」となっていた。熊本市憲法・熊本市自治基本条例・条例の理念には、自治の基本理念・自治運営の基本原則等を定めて、「情報共有の原則・市民参画の原則・協働の原則」等が遵守すべきであるとなっているので、応募者全員の応募原稿の開示請求。(但し、個人情報
は除く。)

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 5月20日 開示請求
- (2) 平成25年 6月10日 開示請求に対する開示決定
(10日、本人受領)
- (3) 平成25年 7月 2日 異議申立て
- (4) 平成25年10月 4日 審議会への諮問
- (5) 平成25年10月25日 請求拒否理由説明書受理
(11月5日、異議申立人渡し)
- (6) 平成25年11月12日 意見書受理

※「2 開示請求文書等」の__については（一部開示）、___については（不開示）

※その余の項目については開示

異議申立てに係る経緯（平成25年諮問第7号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市第6次総合計画中間見直し委員会の公募委員選考基準、

「 1) 選考方法

候補者は、選考委員会委員の審査により、「今後の熊本市のまちづくりに必要なこと」をテーマに800字以内にまとめた作文及び面接の総合評価点の高い者から選考する。

2) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとし、作文の内容と面接内容を合わせて総合的に判断する。(1) 理解度と目的意識 (2) 熱意・積極性 (3) 視野の広さ・柔軟性 (4) 関心度・実践度 (5) 協調整・公平性・公正性」

となっているが、

(1) 理解度と目的意識では、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的に分かる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の凡例等の資料等
※5点・4点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(2) 熱意・積極性では、作文でどのように表現し、面接でどのように口頭回答すれば、優れている4点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の凡例等の資料等
※4点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(3) 視野の広さ・柔軟性では、作文でどのように表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的に分かる凡例等の資料等
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等
※5点・3点との差点の明確に分かる格差基準の資料等

(4) 関心度・実践度では、作文の内容がどの様に表現・実績がどの様なものを表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等
差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との差点の明確に分かる格差基準の資料等。

(5) 協調整・公平性・公正性 では、作文の内容がどの様に表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのか？の具体的にわかる凡例等の資料等の開示請求。
更に、普通3点と評価配点するのか？の具体的にわかる格差の分かる格差基準の資料等の開示請求。※5点・3点・との格差の明確に分かる格差基準の資料等。

3. 熊本市市政執行での公募委員選考過程に於ける企画課における選考基準と、熊

本市他主幹課での公募委員選考評価表との格差は、何に基づく格差なのか？法的根拠に基づく選考格差なのか？等がわかる資料等の開示請求。※特に、公募委員応募原稿だけの評価配点もなく、面接と応募原稿を見ながら応募者・面接者・の全人格を庁内選考者のみで評価配点する市政理念は、何の、根拠によって、市政執行できるのか・等のわかる資料等の開示請求。職権乱用ではないのか？

面接のときに、選考者の前には応募原稿の書面は見られなかったが？

3 実施機関

熊本市長（所管課：企画課）

4 経過

- (1) 平成25年 7月 2日 開示請求
- (2) 平成25年 7月12日 開示請求に対する開示決定（18日、本人受領）
- (3) 平成25年 9月 3日 異議申立て
- (4) 平成25年10月 8日 審議会への諮問
- (5) 平成25年11月14日 請求拒否理由説明書受領
(11月22日、異議申立人渡し)
- (6) 平成25年12月20日 意見書受領

電子計算機結合による提供に関する意見について

（熊本市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくもの）

（平成26年諮問第7号）

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要

戸籍総合システムと法務省戸籍副本データ管理システムとの電子計算機結合について

- (2) 個人情報の内容 戸籍総合システムに保管されている全データ
- (3) 対象の範囲 熊本市に本籍がある者及び過去にたった者
- (4) 提供先(結合先) 法務省 戸籍副本データ管理センター
- (5) 電子計算機の結合を行う理由

本籍地市区町村の正本データと管轄法務局等の保全・管理する副本データとが同時に滅失することを防止するため。

(6) 個人情報の保護措置

ア 戸籍総合システム内のデータをそのまま送信するのではなく、法務省より配布される市区町村専用装置において、法務省統一形式に変換するとともに、

暗号化の処理を行ってから送信する。

イ 送受信の開始は常に市区町村側からで、法務省を含む外部からの通信開始は行わない。

ウ 法務省とのデータ送受信には、高度なセキュリティが確保された総合行政ネットワーク L G W A N を介して接続される。

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

（平成 2 6 年諮問第 8 号）

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要 個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付導入

(2) 個人情報の内容

住民票、印鑑登録証明、戸籍全部事項・個人事項証明、所得課税証明（現年度のみ）に係る個人情報戸籍総合システムに保管されている全データ

(3) 対象の範囲 熊本市に住民票のある全市民

(4) 提供先(結合先)

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）証明書交付センター

(5) 電子計算機の結合を行う理由

市民サービス向上を目的としたコンビニ交付導入に際し、運営主体である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の証明書交付センターと情報連携が必要であるため

(6) 個人情報の保護措置

ア 申請者本人が、コンビニマルチコピー機にて申請から交付まで他人の目にふれず手続きを行うことで個人情報を保護

イ セキュリティの高い L G W A N 回線及び専用回線の利用、通信暗号化及びマルチコピー機で証明書データを保持しないことにより、情報漏えい対策を実施

ウ 証明書データに共通的に偽造・改ざん防止処理を施し、マルチコピー機で A 4 普通紙に印刷

エ キオスク端末の画面表示や音声案内により、カード及び証明書の取り忘れを防止

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

（平成 2 6 年諮問第 9 号）

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(以下、「番号法」という。)に伴う情報連携

(2) 個人情報の内容

番号法第19条第7号に定める「情報照会者」が「情報提供者」に対し、同
法第2条第14号に定める「情報提供ネットワークシステム」を利用し情報照
会する場合の、同条第8号に定める「特定個人情報」

(3) 対象の範囲 上記(2)の情報連携に係る市民

(4) 提供先(結合先)

全地方公共団体が共同で調達し、運用・管理する中間サーバー（中間サー
バーについては、各自治体からの負担金により、地方公共団体情報システム機構
が一括調達を行っている。）

(5) 電子計算機の結合を行う理由

番号法に規定される情報連携を行うために、中間サーバーとの接続が必須で
あるため

(6) 個人情報の保護措置

ア 〈中間サーバーと各自治体の接続に関する保護措置〉 中間サーバーと各自
自治体との間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総
合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成 2 7 年 3 月 1 8 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分

市庁舎 9 階会議室

1 開 会

2 審 議

（１）平成 2 6 年度諮問第 8 号（第 2 回審議）

（熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づくもの）

実施機関：熊本市長（所管課：区政推進課）

（２）平成 2 6 年度諮問第 9 号（第 2 回審議）

（熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づくもの）

実施機関：熊本市長（所管課：区政推進課）

（３）平成 2 6 年度諮問案件（未審議案件）について

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（1 1 時 5 0 分）

電子計算機結合による提供に関する意見について

(熊本市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくもの)

(平成26年諮問第8号)

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要 個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付導入

(2) 個人情報の内容

住民票、印鑑登録証明、戸籍全部事項・個人事項証明、所得課税証明（現年度のみ）に係る個人情報戸籍総合システムに保管されている全データ

(3) 対象の範囲 熊本市に住民票のある全市民

(4) 提供先(結合先)

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）証明書交付センター

(5) 電子計算機の結合を行う理由

市民サービス向上を目的としたコンビニ交付導入に際し、運営主体である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の証明書交付センターと情報連携が必要であるため

(6) 個人情報の保護措置

ア 申請者本人が、コンビニマルチコピー機にて申請から交付まで他人の目にふれず手続きを行うことで個人情報を保護

イ セキュリティの高いL G W A N回線及び専用回線の利用、通信暗号化及びマルチコピー機で証明書データを保持しないことにより、情報漏えい対策を実施

ウ 証明書データに共通的に偽造・改ざん防止処理を施し、マルチコピー機でA4普通紙に印刷

エ キオスク端末の画面表示や音声案内により、カード及び証明書の取り忘れを防止

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

(平成26年諮問第9号)

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）に伴う情報連携

(2) 個人情報の内容

番号法第19条第7号に定める「情報照会者」が「情報提供者」に対し、同

法第2条第14号に定める「情報提供ネットワークシステム」を利用し情報照会する場合の、同条第8号に定める「特定個人情報」

(3) 対象の範囲 上記(2)の情報連携に係る市民

(4) 提供先(結合先)

全地方公共団体が共同で調達し、運用・管理する中間サーバー（中間サーバーについては、各自治体からの負担金により、地方公共団体情報システム機構が一括調達を行っている。）

(5) 電子計算機の結合を行う理由

番号法に規定される情報連携を行うために、中間サーバーとの接続が必須であるため

(6) 個人情報の保護措置

ア 〈中間サーバーと各自治体の接続に関する保護措置〉 中間サーバーと各自治体との間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成 2 7 年 3 月 2 0 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分

市庁舎 6 階会議室

1 開 会

2 審 議

（1）平成 2 6 年度諮問第 8 号（第 3 回審議）

（熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づくもの）

実施機関：熊本市長（所管課：区政推進課）

（2）平成 2 6 年度諮問第 9 号（第 3 回審議）

（熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づくもの）

実施機関：熊本市長（所管課：区政推進課）

（3）平成 2 6 年度諮問第 1 号（第 2 回審議）

実施機関：熊本市代表監査委員（所管課：監査事務局）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（1 1 時 5 0 分）

電子計算機結合による提供に関する意見について

(熊本市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくもの)

(平成26年諮問第8号)

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要 個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付導入

(2) 個人情報の内容

住民票、印鑑登録証明、戸籍全部事項・個人事項証明、所得課税証明（現年度のみ）に係る個人情報戸籍総合システムに保管されている全データ

(3) 対象の範囲 熊本市に住民票のある全市民

(4) 提供先(結合先)

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）証明書交付センター

(5) 電子計算機の結合を行う理由

市民サービス向上を目的としたコンビニ交付導入に際し、運営主体である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の証明書交付センターと情報連携が必要であるため

(6) 個人情報の保護措置

ア 申請者本人が、コンビニマルチコピー機にて申請から交付まで他人の目にふれず手続きを行うことで個人情報を保護

イ セキュリティの高いL G W A N回線及び専用回線の利用、通信暗号化及びマルチコピー機で証明書データを保持しないことにより、情報漏えい対策を実施

ウ 証明書データに共通的に偽造・改ざん防止処理を施し、マルチコピー機でA4普通紙に印刷

エ キオスク端末の画面表示や音声案内により、カード及び証明書の取り忘れを防止

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

(平成26年諮問第9号)

1 案件内容

(1) 事務の名称及び概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）に伴う情報連携

(2) 個人情報の内容

番号法第19条第7号に定める「情報照会者」が「情報提供者」に対し、同

法第2条第14号に定める「情報提供ネットワークシステム」を利用し情報照会する場合の、同条第8号に定める「特定個人情報」

(3) 対象の範囲 上記(2)の情報連携に係る市民

(4) 提供先(結合先)

全地方公共団体が共同で調達し、運用・管理する中間サーバー（中間サーバーについては、各自治体からの負担金により、地方公共団体情報システム機構が一括調達を行っている。）

(5) 電子計算機の結合を行う理由

番号法に規定される情報連携を行うために、中間サーバーとの接続が必須であるため

(6) 個人情報の保護措置

ア 〈中間サーバーと各自治体の接続に関する保護措置〉 中間サーバーと各自治体との間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保

2 諮問実施機関 熊本市長（所管課：区政推進課）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第1号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求に係る個人情報等

平成26年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた、「平成25年度熊本市××××××について」の陳述における録音内容全て

3 実施機関

熊本市監査委員（所管課：熊本市監査事務局）

4 経過

- | | | | |
|-----|-------|--------|--------------------------------------|
| (1) | 平成26年 | 3月17日 | 開示請求 |
| (2) | 平成26年 | 3月25日 | 開示請求に対する開示決定
(本人発言部分の全部開示) |
| (3) | 平成26年 | 4月14日 | 不服申立て |
| (4) | 平成26年 | 5月27日 | 審議会への諮問 |
| (5) | 平成26年 | 6月30日 | 請求拒否理由説明書受理
(7月4日、10月3日、不服申立人へ送付) |
| (6) | 平成26年 | 10月23日 | 意見書受理 |